

伊丹市上下水道局入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）に定めるもののほか、伊丹市上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに業務委託等の入札及び契約に係る情報の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第2条 公表する情報は、別表のとおりとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって局の行為を秘密にする必要があるもの又は公表することにより、入札又は契約に関する事務の公平かつ公正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるものは、この限りでない。

(公表の方法)

第3条 公表は、経営企画課に設けた閲覧所又はインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、入札及び契約に係る情報の公表に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）					
公表事項	項目	対象	公表内容	時期	公表期間
発注の見通し	発注見込公共工事等公表	予定価格が250万円を超えると見込まれる建設工事並びに測量、調査及び建設コンサルタント等の業務委託	名称、場所、期間、種別、概要、入札及び契約の方法、入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては契約を締結する時期)	毎年度 ①4月1日以後 ②10月1日頃	当該年度末日まで
入札参加資格者情報	入札参加資格者名簿	建設工事、業務委託、物品等	業者名、所在地、区分	作成後遅滞なく	当該年度末日まで
入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報	一般競争入札	建設工事、業務委託、物品等	一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格	公告時	公表した日の属する年度の翌年度末日まで
			一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由	開札日の翌日以降遅滞なく	
	指名競争入札	予定価格が250万円を超える建設工事	指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由	開札日の翌日以降遅滞なく	
	入札結果	建設工事、業務委託、物品等に係る競争入札	件名、開札日、入札者名、入札金額、落札者名、落札金額、予定価格、最低制限価格等	開札日の翌日以降遅滞なく	
	契約内容	建設工事、業務委託、物品等に係る競争入札	契約の相手方の商号又は名称及び住所、案件名称、場所、種別及び概要、着手の時期及び完成の時期、契約金額	契約締結後遅滞なく	
			随意契約を行った場合で、予定価格が250万円を超える建設工事並びに測量、調査及び建設コンサルタント等の業務委託	随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由、契約の相手方の商号又は名称及び住所、案件名称、場所、種別及び概要、着手の時期及び完成の時期、契約金額	
	変更契約(契約金額の変更を伴うもの)を締結した後の契約内容	建設工事、業務委託、物品等に係る競争入札	案件名称、場所、種別及び概要、着手の時期及び完成の時期、契約金額、変更理由等	変更契約締結後遅滞なく	
			随意契約を行った場合で、予定価格が250万円を超える建設工事並びに測量、調査及び建設コンサルタント等の業務委託	案件名称、場所、種別及び概要、着手の時期及び完成の時期、契約金額、変更理由等	